

通勤災害の概要

第1 はじめに

労災保険は、労働者の、①仕事による、あるいは②通勤による「負傷、疾病、障害、死亡等」（以下単に「負傷」という。）に対し、必要な保険給付を行うものである。

仕事による負傷で労災給付が行われる場合（①）を一般に「業務災害」という。通勤による負傷で労災給付が行われる場合（②）を一般に「通勤災害」という。

以下、基本的には「通勤災害」（②）で、後遺障害が発生した事案を念頭に、どのような場合に給付を受けられるのか（→第2）、どのような給付を受けられるのか（→第3）、をそれぞれ解説する（なお、業務災害の場合も、受けられる給付の内容は同じである）。

第2 どのような場合に通勤災害として給付を受けられるのか

ア 労災保険の適用を受ける者が、イ 通勤中に、負傷した場合には、
原則として、労災給付を受けることができる。以下、順に説明する。

1 労災保険の適用を受ける者

(1) 原則として「労働者」に適用がある。

○会社の指揮監督を受けて働き、これにより賃金を得る者が「労働者」

○正規の会社員のみならず、パート・アルバイトを含む

○会社が労災保険料を支払っていなくても、労災の適用を受けることができる。

○会社が「労災は使えない」と言っても（いわゆる「労災隠し」）、鵜呑みにせず、労働基準監督署に相談する。

・・・会社が誤解している可能性もある（通勤災害を使うと労災保険料が上がるなど）

(2) 「労働者」でなくとも、中小事業主、一人親方などは、労災を使える場合があるので（「特別加入制度」）、労働者でなくとも通勤中に負

傷した場合などは「労災の特別加入者になっていないか」を確認してみるとよい。

2 通勤中に負傷

- (1) 「通勤」中かどうかを確認する。

以下に定義する「通勤」中に負傷すれば、原則として、通勤災害として労災給付を受けることができる。

『 労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。』

【合理的な経路及び方法】

○通勤のために通常利用する経路であれば合理的な経路といえるが、不自然な遠回りは NG とされる可能性あり。

○会社に出た通勤手段でなくても「合理的」といえる場合がある（会社には「電車通勤」と報告、実際には「自転車通勤」無免許運転では非該当になると考えられる）。

【業務の性質を有するものを除く】

○移動そのものが仕事の場合（EX 出張）は業務災害

一 住居と就業の場所との間の往復

○EX 家から職場、職場から家

二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動

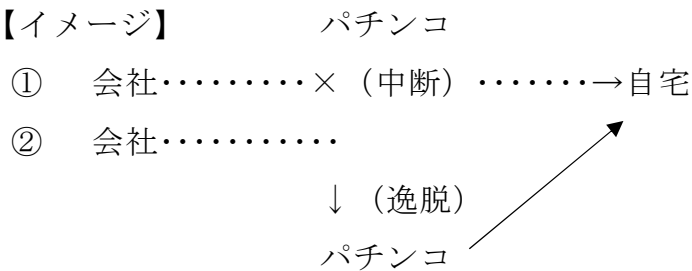
○EX 仕事掛け持ちで、職場 A から職場 B へ

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る）

○EX 神戸で単身赴任している夫が金曜日の夜に妻子のいる東京の家に戻る 』

- (2) 「通勤」経路を逸脱し、あるいは移動を中断したときは、逸脱や中断をしている間やその後の移動中の負傷は、原則として通勤災害と認められない。

【イメージ】



○「中断」「逸脱」とは、移動をストップしたり、合理的な経路を外れたり、といったイメージであり、この場合には、通勤災害にならないことがある

○典型例：仕事帰りに友人の家に立ち寄って遊ぶ→友人の家での負傷や、友人の家から自宅へ帰る際の負傷は通勤災害にならない。

○「**ささいな行為**」は、そもそも「中断」「逸脱」にはあたらないと考えられている。

○ささいな行為の例：公衆便所の利用や、経路上の店で缶コーヒーを購入して飲むなど

○「中断」「逸脱」が「日常生活上必要な行為」を行うために仕方のないといえるものであった場合には、その後の移動中の負傷は「通勤災害」と認められる。

○「**日常生活上必要な行為**」の例：帰宅中に惣菜を購入する、クリーニング店に立ち寄る、診察を受けるために病院に立ち寄る

3 小括

上記の知識を細かく覚えて現場で活用するのはハードルが高い。実践的には、以下の手順だけでも押さえておくとよい。

ア とりあえず「**広い意味で、仕事に関連して移動しているときに負傷したのであれば通勤災害として労災給付を受けられる可能性がある**」といった程度のイメージを持っておく。

イ このイメージに引っかかる場合は、勤務先（勤務先が非協力的な場合には労働基準監督署、場合によっては弁護士などの法律の専門家）に「これは通勤災害ではないか」と相談する。

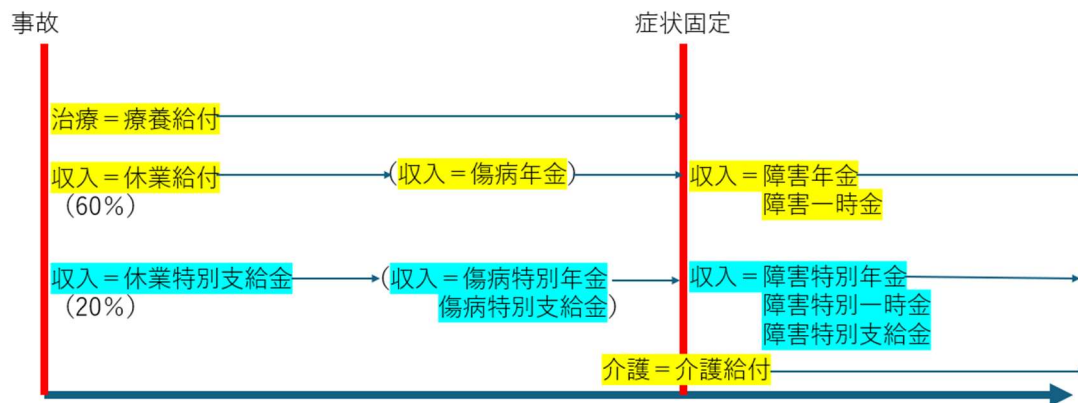
第2 どのような給付を受けられるのか

1 全体像

(1) 症状固定前の給付と症状固定後の給付に分類される。

○**症状固定**：平たく言えば、治療しても経過観察しても「これ以上はよくなるまいだろう」と判断できる状態（医師の診断が必要）→その後は後遺症の問題となる。

(2) 給付のイメージ



黄色い部分が損害賠償と調整されるもの

2 個別の給付について

(1) **療養給付 = 治療費 (症状固定前)**

- 治療費を支払ってくれる（通常は、病院に対する直接の支給）
- 健康保険と異なり、一部負担金（通常 3 割）の負担がない（=100%の給付）。
- 症状固定後の治療費の支払いは、通常は健康保険を活用

(2) 休業給付および休業特別支給金 = 収入補償その 1（症状固定前）

ア **休業給付**

- 収入（月収）の 60%に相当する額を支払ってくれる
- 損害賠償金と調整される。

○例：月収 30 万円の 60% = 18 万円の支払いを受けると、加害者に損害賠償請求できるのは残りの 12 万円

イ **休業特別支給金**

○収入（月収）の 20%に相当する額を支払ってくれる

○損害賠償金と調整されない

○例：月収 30 万円について 60%の休業給付 18 万円を受けると
残額は 12 万円になる。さらに 20%の特別支給金 6 万円を受けて
も、加害者には 12 万円を請求できる。

○まとめると、60%の休業給付、加害者からは 40%の補償

→さらに、上乗せで 20%の特別支給金

∴ 事故当時の 120%の金額を受け取ることができる

(3) 傷病年金等＝収入補償その 2（受傷から 1 年半経過後～症状固定）

ア 傷病年金（(2)に示した休業給付の変形）

○一定の場合に休業給付が傷病年金に変化すること

○要件：①受傷より 1 年半経過しても症状固定していない

＋

②受傷より 1 年半経過後の状態が傷病等級の 1 級～3 級

○例えば、脳損傷で「常時介護」＝1 級、「随時介護」＝2 級、2 級
より軽いが一般就労不能＝3 級

○効果：年金の支給

年金額は、給付基礎日額（★）の 313 日分（1 級）/277 日分（2 級）
/245 日分（3 級）→これを 2 ヶ月ごとに支給

★給付基礎日額：賞与を除いた月収の 1 日あたりの金額と概ね同じ

○損害賠償金と調整される。

イ 傷病特別支給金（傷病年金が支給される場合のおまけ①）

○一時金の支給（1 回限り）

114 万円（1 級）/107 万円（2 級）/100 万円（3 級）

○損害賠償金と調整されない。

ウ 傷病特別年金（傷病年金が支給される場合のおまけ②）

○算定基礎日額（★）の 313 日分（1 級）、277 日分（2 級）、245 日
分（3 級）が傷病年金に加算される。

★算定基礎日額：賞与の 1 日あたりの金額（日割計算）と概ね同じ
（つまり、年金のボーナス版だと考えればよい）

○損害賠償金と調整されない。

(4) 障害給付等＝収入補償その3（症状固定後）

ア 障害給付＝障害年金（1～7）または障害一時金（8～14）

○後遺障害が1級～7級の場合、障害年金（基本的にはずっと）

1級の年金額は給付基礎日額の313日分、等級が下がるにつれて277日分（2級）、245日分（3級）・・・と金額も下がる。→これを2ヶ月ごとに支給

○8級～14級の場合、障害一時金（一回きり）

8級の一時金は給付基礎日額の503日分、等級が下がるにつれて391日分（9級）、302日分（10級）・・・と金額も下がる。

○損害賠償金と調整される。

○年金の場合、収入に関する損害賠償金を受け取ると、最大で事故から7年間、支給が停止される。

イ 障害特別年金または障害特別一時金

○アに記した障害年金または障害一時金の賞与（ボーナス）版

1～7級が年金、8～14級が一時金

○損害賠償金と調整されない。

ウ 障害特別支給金

○後遺障害が残った場合における一回限りの一時金

○1級 342 万円、2 級 320 万円、3 級 300 万円・・・14 級 8 万円、といった形で金額が定まっている（定額給付）

○前記(3)イの傷病特別支給金を受け取っていた場合には、その金額が差し引かれる（例：1級の傷病特別支給金 114 万円を受領→1級の障害特別支給金は 342 万円－114 万円＝228 万円）。

○損害賠償金と調整されない。

(5) 介護給付＝介護に関する補償

○要件：

①神経系統（脳、脊髄）の障害で1級または2級に認定されているなど（この認定は傷病年金でも障害年金でもよい）、「常時介護を要する状態」または「随時介護を要する状態」にある場合

②主として自宅介護を受けている（入院中は×）

○給付額：常時介護→77,890 円～172,550 円

随時介護→38,900 円～86,280 円

○損害賠償金と調整される。

○交通事故による負傷であれば通常はナスバの介護料を受けられるから、労災の介護給付を受けるべきではない（ナスバの介護料と労災の介護給付はいずれか一方しか受けられない）。

Cf ナスバの介護料は類似の条件のもとで支給され、最重度障害（EX 遷延性意識障害）の場合は 99,810 円～226,330 円、常時介護の場合は 85,390 円～177,950 円、随時介護の場合は 42,700 円～88,980 円が支給（R7.9.28 現在）。損害賠償金と調整されない。

以 上